

介護老人福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)

利用契約書

契約日： 年 月 日

事業者：社会福祉法人健修会

利用者： _____

法人理念

人間の尊厳、基本的人権を守り、自立支援、ノーマライゼーションの目的を実現する

◇ ◆ 目次 ◆ ◇

第一章 総則

- 第 1 条 契約の目的
- 第 2 条 契約期間
- 第 3 条 適用期間
- 第 4 条 施設サービス計画
- 第 5 条 本サービスの内容
- 第 6 条 本サービス以外のサービス内容
- 第 7 条 要介護認定の申請にかかる援助

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第 8 条 料金
- 第 9 条 料金の変更

第三章 事業者の義務等

- 第 10 条 サービス提供の記録
- 第 11 条 秘密保持ならびに個人情報の保護
- 第 12 条 身体拘束その他の行動制限
- 第 13 条 緊急時の対応
- 第 14 条 非常災害時の対応
- 第 15 条 本サービスの中止

第四章 利用者の義務

- 第 16 条 利用上の注意事項

第五章 損害賠償

- 第 17 条 賠償責任

第六章 契約の終了

- 第 18 条 契約の終了
- 第 19 条 利用者の解約権
- 第 20 条 事業者の解約権
- 第 21 条 退所時の援助
- 第 22 条 貴重品及び残置物の引き取り

第七章 その他

- 第 23 条 外出、外泊
- 第 24 条 相談、苦情
- 第 25 条 本契約に定めのない事項
- 第 26 条 利用者保証人
- 第 27 条 利用者保証人の要件
- 第 28 条 裁判所管轄

介護老人福祉施設サービス 利用契約書

_____（以下、「利用者」といいます。）および_____（以下、「利用者保証人」といいます。）と社会福祉法人健修会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う介護福祉施設サービス（以下、「本サービス」といいます。）について、次のとおり契約します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法令等関連諸法令の定めるところに従い、事業者の運営する契約書別紙の1. 事業所の概要に記載の事業所において利用者に本サービスを提供します。
2. 利用者は、事業者に対し、本契約書(別紙を含む)の定めるところに従い、本サービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は
 年 月 日から 年 月 日までと
します。

ただし、契約期間満了以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日まで延長されるものとします。

2. 契約期間満了日の2週間前までに利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がなく、かつ利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護3～要介護5）と認定された場合、この契約は、同一内容にて自動更新されるものとします。

第3条（適用期間）

この契約は、利用者が本サービス提供の事業所へ入所し本サービスを提供されたときから効力を有します。

第4条（施設サービス計画）

1. 事業者は、次の事項を介護支援専門員に行わせます。
 - ①利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえ、本サービスの目標およびその達成時期、本サービスの内容、本サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
 - ②利用者の状況により、必要に応じて施設サービス計画を変更します。
2. 施設サービス計画の作成および変更に際しては、その内容を利用者または利用者保証人に説明し同意を得ることとします。

第5条（本サービスの内容）

1. 事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し居室、食事、排泄、入浴等、介護・健康管理サービス、その他介護保険法令の定める援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの間も、利用者の希望、状況などに応じて適切なサービスを提供します。
2. 現在、利用者が利用できる本サービスの内容は、契約書別紙および重要事項説明書のとおりです。事業者は、上記の内容について利用者および利用者保証人に説明します。
3. 事業者は、利用者または他の利用者などの生命および身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束等を行いません。やむを得ない場合については、重要事項説明書のとおりです。

第6条（本サービス以外のサービス内容）

1. 事業者は、利用者との合意に基づき、以下のサービスなどを提供するものとします。
 - ①利用者が選定する特別な食事の提供
 - ②利用者に対する理美容サービス
 - ③利用者からの貴重品および金品の管理
 - ④利用者の希望による特別なレクリエーション
2. 前項のサービスなどについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。（教材費等）
3. 事業者は、第1項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて利用者および利用者保証人に対して説明します。

第7条（要介護認定の申請にかかる援助）

1. 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行なえるよう利用者が希望する場合、その他利用者にとって必要な場合は、所管の介護保険課に相談しながら要介護認定の申請を利用者に代わって行います。
2. 利用者保証人が、利用者の要介護認定の更新を行う場合は、要介護認定有効期間の満了日30日前までに、要介護認定の更新および申請を行うものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第8条（料金）

1. 利用者は、事業者に対し、本サービスの対価として契約書別紙に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された金額を支払います。
2. 事業者は、当月の料金（第1項の金額の月毎の合計金額）請求明細書を翌月の指定日までに利用者または利用者保証人に通知します。
3. 利用者または利用者保証人は、前項により通知された当該月の料金を指定日までに契約書別紙に定めた方法で支払います。

第9条（料金の変更）

1. 事業者は、厚生労働大臣の定める本サービスに要する費用の算定に関する基準等の変更があった場合、契約書別紙に定めた料金は、自動的に変更されるものとし事業者は、右変更について、利用者または利用者保証人に対して、文書により通知します。
2. 事業者は、契約書別紙に定めた料金を変更し、新たに経済状況等から見て相当な料金を定める場合、1か月間の予告期間において、利用者または利用者保証人に対して、文書により通知します。
3. 前項の場合、事業者が新たな料金に基づく契約書別紙を作成して、利用者または利用者保証人に交付することにより、料金は変更されるものとします。
4. 利用者または利用者保証人が、料金の変更に異議がある場合、利用者または利用者保証人は事業者文書で通知することによりこの契約を解除することができます。

第三章 事業者の義務等

第10条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、本サービスの実施状況等を記したサービス提供記録を作成します。
2. 事業者は、本サービス提供記録をこの契約の終了後2年間保管します。
3. 事業者は、事業者の定める「個人情報開示規則」に従い、利用者からサービス提供記録の開示、閲覧、謄写、複写などの請求に対し、窓口業務の営業時間内（日祭日を除く）で対応するものとします。

第11条（秘密保持ならびに個人情報の保護）

1. 事業者およびサービス従事者は、「個人情報保護規則」に基づき本サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、法令に基づく場合のほか、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、本サービスの実施または他のサービスを利用する際の援助にかかわり、医療機関、他の施設サービス事業者ないしは居宅サービス事業者および居宅介護支援事業者に対して、次の個人情報を必要な範囲内で提供または確認することができます。その他、個人情報の取扱いについては、法令の定めるところに従います。
 - ①サービス計画およびその実施状況に関する記録。
 - ②医療サービスの利用に関する情報。
 - ③その他、本サービス提供に必要な情報。

第12条（身体拘束その他の行動制限）

1. 事業者は、原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、生命の危険、または緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には以下のようにします。
 - ①事業者が利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者または保証人に対して事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について説明します。

②事業者が利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、介護サービス記録に次の事項を記載します。

＊利用者に対する行動制限の根拠とその内容。

＊見込まれる期間及び実施された期間。

③やむを得ず、利用者の行動を制限する場合には、所定の「身体拘束に関する説明書」に内容を記載し同意して頂きます。その後経過観察記録をつけ随時再検討し改善に努めます。

第13条（緊急時の対応）

1. 事業者は、本サービスの提供を行っているときに、利用者の健康状態に急変が生じた場合、その他必要な場合は、予め定めた緊急連絡先及び嘱託医に速やかに連絡を取る等、必要な措置を講じます。
2. 事業者は、本サービスの提供を行っているときに利用者が医療機関への入院を必要とする状況になった場合、予め定めた緊急連絡先に速やかに連絡を取るとともに、必要に応じた対応を行います。

第14条（非常災害時の対応）

1. 事業者は、本サービスの提供を行っているときに天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難誘導や関係機関への連絡等、必要な措置を講じます。
2. 事業者は、事業所に防火管理者を置き、消防計画の作成、消火訓練・通報訓練・避難誘導訓練等の実施、消防用設備の管理を行います。

第15条（本サービスの中止）

天災などの事業者の責に帰すべからざる事由により本サービスの提供ができなくなった場合、事業者は利用者に対する本サービス提供の義務を負いません。

第四章 利用者の義務

第16条（利用上の注意事項）

1. 利用者は、本サービスを利用する際、利用上の注意事項を守ることとします。

2. 利用者は、事業所の施設および設備（備品を含む）を故意または過失により破損、汚損、もしくは変更等させたりした場合、原状に復するための費用を事業者に弁償します。
3. 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

第五章 損害賠償

第17条（賠償責任）

1. 事業者は、本サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害をおよぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
2. 前項の場合において、利用者またはその家族に故意または過失が認められる場合、事業者の損害賠償責任を減じることができます。
 - ①利用者または利用者保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項及び、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認などに対し、故意に告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因し損害が発生した場合
 - ②利用者が、事業者の指示、依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
3. 事業者は、万一の事故に備えて、損害賠償責任保険に加入します。
4. 事故が発生した場合には、速やかに台東区介護保険課及び関係各機関、利用者保証人に連絡を行い必要な措置を講じます。

第六章 契約の終了

第18条（契約の終了）

利用者は、契約の定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができます。但し、次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①利用者の要介護認定区分が非該当（自立）または要支援、要介護1～2と認定された場合。
- ②利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
- ③利用者または利用者保証人等が、本契約書および各条項に従わない場合。
- ④利用者が文書で通知することなく退所した場合。

⑤利用者が死亡した場合。

第19条（利用者の解約権）

1. 利用者は、事業者に対して2週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約し、退所することができます。文書は、事業者指定の「解約通知書」の通知とします。

第20条（事業者の解約権）

次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対し、1か月間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。その場合は、台東区介護保険課への連絡を行います。

- ①利用者が料金の支払を1か月以上遅延し、事業者が料金を支払うよう催告したにもかかわらず1週間以内に支払わない場合。
- ②利用者が、医療施設へ入院し、明らかに入院後3か月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3か月を経過しても退院できないことが明らかな場合。
- ③利用者または利用者保証人が事業者やサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- ④利用者が事業所で供与できる範囲を超える医療的管理等を必要とする状況になった場合。
- ⑤事業者が本サービスの提供を縮小または閉鎖する場合。

第21条（退所時の援助）

事業者は、契約が終了して利用者が退所する際、利用者および利用者保証人の希望や利用者が退所後に置かれる環境等を勘案し、保健医療サービス及び福祉サービスの提供者等との連携により、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第22条（貴重品及び残置物の引き取り）

1. 利用者または利用者保証人は、この契約が終了したときはすみやかに施設から退所し、または利用者を退所させます。その後、貴重品および残置物等がある場合、自己の負担において、2週間以内に引き取るものとします。

2. 利用者または利用者保証人より「預かり金管理規程」に基づき入所時に提出された預かり金品依頼書に記載された金品を利用者または利用者保証人へ引き渡します。
3. 利用者または利用者保証人が期限内に引き取りを行わない場合、事業者は、利用者または利用者保証人の負担において貴重品や残置物等を処分できることとします。処分代については、契約書別紙に定める料金とします。

第七章 その他

第23条（外出・外泊）

1. 利用者は、外出される場合は、事前に事業者へ外出の申し出をするものとします。また、外泊される場合は、事前（3日前まで）に事業者へ外泊の申し出をするものとします。
2. 前項に定める外泊期間中において、利用者は別に定める料金体系（契約書別紙に定める）に基づいた所定のサービス利用料金から外泊日数に応じて計算された金額を支払うものとします。

第24条（相談、苦情）

事業者は、提供した本サービスに関する利用者からの相談・苦情に対し、常設の窓口を設置して、迅速に対応します。

第25条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者、利用者保証人および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

第26条（利用者保証人）

1. 利用者保証人は、本契約に基づき利用者が負担する一切の債務を利用者と連帯して負担します。
2. 前項の利用者保証人の極度額は、600,000円を限度とします。
3. 利用者が契約締結能力を欠く場合であっても、本契約は事業者と利用者保証人との間で有効に成立するものとします。
4. 本契約に基づき事業者が利用者に対してなすべき通知については、利用者保証人にも受領権限があるものとし、利用者保証人へ

の到達によって利用者への到達とみなします。

5. 利用者保証人が死亡したとき、疾病その他心身の故障があるとき、破産、補助・補佐・後見開始、その他事業所において利用者保証人が保証能力を欠くと判断すべき事情が生じたときは、利用者は別途新たな利用者保証人を立てるものとします。
6. その他に利用者保証人は、利用者に対し、次の責務を負うものとします。
 - ①医療機関への通院や入院の際の移送、付添い、手続き
 - ②利用者の理解や意思表示が困難な場合の利用者に代わっての責務
 - ③他の親族への必要な連絡

第27条（利用者保証人の要件）

1. 原則として利用者の親族代表者に利用者保証人となって頂きます。利用者および利用者保証人となる方はあらかじめ他の親族の合意を得るものとします。
2. 前項の要件を満たす利用者保証人を立てることが困難な場合、後見人制度等の公的制度を用いて利用者保証人の代理を立てるものとします。
3. 利用者保証人を変更する必要がある場合、原則として利用者および新旧利用者保証人の了解を得るものとします。

第28条（裁判所管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書3通を作成し、利用者、利用者保証人、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

〈事業者〉 (住 所) 東京都江戸川区西一之江四丁目9番24号
(事業者名) 社会福祉法人 健修会
(代表者名) 理事長 白川 理香 印

〈事業所名〉 台東区立特別養護老人ホーム台東

〈事業所番号〉 1370600999

上記の契約につき説明を受けその内容を理解しました。

〈利用者〉 (住 所) _____
ふりがな
(氏 名) _____ 印

〈利用者保証人〉 (住 所) _____
ふりがな
(氏 名) _____ 印

(続 柄) _____

下記の理由により利用者に代わり上記の契約につき説明を受けその内容を理解しました。

〈署名代理者又は法定代理人〉
(住 所) _____
ふりがな
(氏 名) _____ 印

(続 柄) _____

(理 由) _____